

議案第16号

大阪市立社会福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立社会福祉センター条例（昭和39年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附 則 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 2 <u>市長は、連合体（契約による2以上の事業者の結合体をいう。以下同じ。）が指定管理者の指定を受けている場合において、当該連合体（以下「変更前の構成員による連合体」という。）の構成員の変更により当該指定の期間中に新たな指定管理者の指定が必要となるときであつて、当該変更の内容その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、第14条の規定にかかわらず、当該変更後の構成員による連合体（以下「変更後の構成員による連合体」という。）をセンターの管理を行おうとするものに指名し、当該変更後の構成員による連合体に対し、その旨を通知することができる。</u> 3 <u>前項の通知を受けた変更後の構成員による連合体は、市長の定めるところにより、その行おうとするセンターの管理について、市長が定める書類を添付した指定管理</u>	附 則 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。 [新設] [新設]

<u>者指定申請書を市長に提出しなければならない。</u> <u>4 市長は、前項の申請の内容が第17条各号</u> [新設] <u>に掲げる基準に適合し、かつ、当該申請を</u> <u>した変更後の構成員による連合体が変更</u> <u>前の構成員による連合体と同程度のセン</u> <u>ターの管理を行うことができると認める</u> <u>ときでなければ、当該変更後の構成員によ</u> <u>る連合体を指定管理予定者として選定し</u> <u>てはならない。</u> <u>5 第18条の規定は、前3項の規定により指</u> [新設] <u>定管理予定者を選定した場合について準</u> <u>用する。</u>	
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

社会福祉センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。